

学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）

（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国の補助）</p> <p>第七条 国は、公立又は私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六條第二項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三條の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。</p>	<p>（国の補助）</p> <p>第七条 国は、公立又は私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六條第二項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三條の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者である者を除く。）</p> <p>二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの</p>